

静岡県人事委員会は、静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1187

静岡県職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の旅費に関する規則（静岡県人事委員会規則7-20）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（日当及び食事料等の職務区分）</u></p> <p>第10条 <u>条例別表第2の1及び2の区分欄に規定する「人事委員会規則で定める者」とは、職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6-6）別表職位分類表Ⅱ一般分類職の第1等職から第4等職までに掲げる職にある職員以外の者とする。</u></p>	<p>第10条 <u>削除</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。